

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件

原告 山口 薫

被告 学校法人同志社

準備書面 15

－ 主張の整理(その2) －

平成30年4月16日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 浜矩子研究科長の「8コマルール」適用の違法による学問の自由の侵害 (8コマルール問題)

1. 既に訴状6頁以下、準備書面5、準備書面11・1頁以下、準備書面13・1頁以下において主張したとおりである。
2. ところで2012年度原告には「増担手当」が支給されていた(甲47)。同志社給与規定(乙52)24条によれば就業規則15条に定める授業担当時間数を超えて授業を担当する教員には増担手当を支給するとされている(24条1項)。なお同志社就業規則(乙3)15条(2)は授業担当時間数は大学の講義の場合は週8時間としている(2項では業務上必要ある場合は、前項によらないことがあるとされている)。重要なことは、原告の増担手当やその前提となる授業担当時間数について、被告は、ビジネス研究科のみの担当時間数をカウントしているのではなく、原告が兼任している総合政策科学研究科における授業担当時間数も合算しているのである。そもそも「8コマルール」なるルールの根拠規定は被告において明らかにされていない。そのようなルールはそもそも存在しない。就業規則15条において授業担当時間は大学の講義の場合には原則週8時間とされているだけであり、兼任教授について、それぞれの研究科でそれぞれ授業担当時間を各8時間(二研究科の兼任であれば合計16時間にも及ぶ)とするなどとは定められていない。浜研究科長はこれを曲解し、原告を排除する論理に恣意的に用いただけである。
3. そして浜矩子研究科長は博士課程を指導する資格は無く、一貫制博士課程を教授する資格を有する原告の授業担当負担を独断で評価する能力もなかった。また、既に主張してきたとおり、ビジネス研究科において「8コマ」に満たない状態が作出されたのは近藤まり国際プログラム委員会委員長が、独断かつ恣意的に、指導担当・科目担当外しを行った(教授会において審議・決定はなされていない)結果を浜矩子研究科長がそのまま前提としたからである。近藤まり委員長が違

法に指導担当外し・科目担当外しを行った上で、今度は浜矩子研究科長が存在しない「8 コマルール」を恣意的に用いて、3名の定年延長対象者のうち原告だけについて定年延長の提案をしなかったのである。そして、これらのプロセスは教授会の審議・決定を一切経ていない。被告は、「定年延長は、教授会で審議される事柄である」と明言している（被告準備書面（4）4頁）。従って、浜矩子研究科長の教授会審議拒否は、原告に対する恣意的な処遇、アカデミックハラスメント行為であり、原告の大学院教授としての人格・名誉を毀損し、学問の自由権を侵害する違法行為である。

第2．浜矩子研究科長による教授会誤導による学問の自由の侵害

1. 既に訴状9頁、準備書面6・準備書面11・1頁以下・準備書面13・3頁において主張した通りである。
2. 補足するに、グリーン科目の授業担当の強要が違法であることは既に主張・立証したとおりである。結果的に、原告は違法行為へ加担することはどうしてもできなかつたことから最終的にはこれを拒否し、グリーン科目の授業担当を強要される結果は現実化しなかつた。しかし、学長・副学長・研究科長や他の教員から、違法行為への加担を執拗に求められること自体が原告の学問の自由を脅かす違法行為である。そして、このグリーン科目問題について、浜矩子研究科長は原告不在の教授会において、突如、原告について定年延長を提案しない理由として後出しをしたのである。しかも、浜矩子研究科長は、グリーン科目の強要が違法であることは伏せて、原告が何らの正当な理由がないにも関わらずこれを拒否したことを、他の教授の原告に対する評価を低下させる方向で説明をしたのである。これは原告の名誉・信用を毀損する行為でもある。また、原告が教授会において適正な人事評価を受ける権利・機会を歪める行為でもあり、原告の学問の自由の侵害行為にあたる。違法なグリーン科目を強要し、これを違法な行為には加担できないと正当な理由で拒否をした原告に対し、原告の指導担当や科目担当を外し、教授会では原告の経済学は偏っていると侮辱し、存在しない8コマルールを持ち出し差別的に定年延長提案を拒否し、教授会にはグリーン科目問題を誤った形で不意打ち的に提示をするという、原告に対する個人攻撃・排除・差別・名誉毀損が、同志社大学大学院の教授らにおいて行われたことは大変嘆かわしいことである。
3. なお、被告は教授会における録音は破棄したとするが、録音の破棄の過程についての説明は合理的なものとは言えない（原告準備書面12・6頁、甲45・46参照）

第3．浜矩子研究科長の総合手続違反の科目担当外しによる学問の自由の侵害 (博士課程担当外し)

1. 訴状9頁以下、準備書面7、準備書面11・2頁、準備書面13・3頁以下において既に主張した通りである。
2. ところで、被告は総合政策科学研究科博士課程技術・革新的経営専攻（TIM

)設置の届出の時点では、原告の定年延長の有無について、何ら決定していなかったとする(被告準備書面(4)4頁)。既に主張したとおり、文科省は設置届出に際し「完成年度までの間に定年等の理由で退職する教員がいる場合は、その後任となる教員や担当科目についても申請又は届出の時点で確定していることが必要です」とされている(原告準備書面(13)4頁)。後任となる教員が届出時点で確定していなかったということは、すなわち原告が五年制一貫課程の完成年度までは定年延長により担当教員として職責を担うことが被告においても前提となっていたことの自白である(被告作成の届出書(甲23の1)添付の教員名簿(甲23の5)にも原告の氏名と「年齢」の記載があり定年延長が前提となっていたことが分かる、また原告は中田喜文教授よりTIM開設時に5年間はTIM担当となってもらったことが確約されていた)。だからこそTIMは2013年度もビジネス研究科に対して原告の科目担当を依頼したのである。五年制博士課程の指導の途上で、届出時に後任が決まっていなくても関わらず、指導担当が退職をすることは文科省も被告も本来は全く予定していないのである。これは指導を受ける学生の立場からも当然のことである。ヤコブ(甲10)や佐藤(甲11)・切東(甲12)など現に研究に影響を受けた学生がいるのであり、そのことについて原告は大変胸を痛めている。しかるに、被告はこのことに全く意にも介していない。同志社大学大学院は博士課程の学生に対する教授の完遂を全く軽視し、その社会的責任を放棄しているとしか言い様がない。

3. 浜矩子研究科長は、TIMにおける原告の職責や完成年度途上の学生の指導の中断について全く考慮せず、このような重大な他の研究科からの依頼について教授会にはかることなく独断で握りつぶしている。これも、原告に対する一連の差別・排除・ハラスメント・学問の自由の侵害である。だからこそ、総合政策科学研究科TIM専攻についても責任を負う八田英二学長が原告に対するビジネス研究科における排除・差別・ハラスメント・学問の自由侵害に対して、積極的に事実調査を行い、教授会に諮問をし、両研究科の調整をはかる、そして原告の就労環境を改善する義務を果たさなければならなかったのである。

第4. 学問の自由確保義務違反について(八田英二学長の不作為)

1. 既に訴状10頁以下、準備書面8、準備書面9、準備書面11・2頁以下、準備書面13・4頁以下において主張したとおりである。
2. 被告は、八田英二学長(当時)は、浜研究科長との間で必要な情報共有を行い、教授会の判断を尊重する旨を伝えていたとする(被告準備書面(4)4頁)。しかしながら、グリーン科目担当強要については八田学長は強要をした張本人の一人である。また、近藤まり委員長の独断・恣意的・差別的な指導担当外し・科目担当外しは教授会において審議・決定がなされることなく行われており、また浜矩子研究科長による8コマルールによる独断・恣意的・差別的な定年延長提案拒否やTIM依頼の握りつぶしも教授会において審議・決定がなされることなく行われている。偏った経済学という名誉毀損発言や浜矩子研究科長による誤導は教授会の場において行われているが、このような発言や誤導が教授会においてま

かり通ったままとなっており、教授会そのものが浜矩子研究科長のもとで機能不全となっていたことは明らかである。「教授会の判断を尊重する」と八田英二学長が仮に伝えていたとしても、教授会の判断なるものはそもそも何らなされていないのであるから全く無意味であるし、教授会における審議・決定が何らなされないまま、原告に対する一連の差別・排除・ハラスメント・学問の自由の侵害がなされているのであるから、八田学長は自ら事実関係を調査し、関係調整をし、原告の学問の自由を回復する作為義務を負っていたというべきである。八田英二学長と浜研究科長との間の必要な情報共有というものの具体的な中身は全く明らかにされていないが、八田学長は、原告の学問の自由侵害の事実を原告からの繰り返しの要請に対しては無視を決め込んでいた一方で（当初原告に対して「しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います」と回答していたのに（甲30）、その後原告に対しては一切回答をしなかった）、浜研究科長とは意を通じていたことが判明した。さすれば八田学長はビジネス研究科における浜研究科長や近藤まり委員長による恣意的な教授会運営を認識していたはずであり、より積極的に環境調整を図る作為義務があったことが基礎づけられる。しかるに八田学長は作為義務を懈怠した違法がある。むしろ浜研究科長と共謀をし、原告に対する一連の差別・排除・ハラスメント・学問の自由の侵害行為を行ったとさえ言えるのである。

3. 被告は、八田学長が2013年1月11日（甲30）以降、浜矩子研究科長といかなる情報共有を行ってきたというのか時系列に従って具体的に明らかにするのが本来であるが、これまでの応訴態度に鑑みて回答は期待できない。しかし、その場合には、八田学長の任務懈怠はもちろんのこと、更には浜矩子研究科長と意を通じ、共謀の上で、原告に対して差別・排除・ハラスメント・学問の自由の侵害を行ってたと認めるべきである。

以 上